



島根県報

令和3年3月25日（木）

号外第29号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

2

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年3月25日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表警察の部警察本部の項中 「室長
所長」 を 「室長
所長
自動車警ら隊長」 に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。